介護の現場で働くみなさんへ

受験資格ルート早見表と実務経験の記録メモ

介護福祉士国家試験の受験資格を、社会福祉振興・試験センターの公開情報（第39回試験）で7つの区分に整理した表と、実務経験の期間・日数を手元で記録するメモです。公式の証明書の様式ではありません。

受験資格のルート一覧

社会福祉振興・試験センター「受験資格（概要）」「受験申し込みに必要なもの」（2026年10月31日確認（第39回試験の公開情報））

区分・ルート	受験資格	申込みで出す証明書
区分1　養成施設ルート	介護福祉士養成施設（2年以上または1年以上）を平成29年4月以降に卒業（修了）した方。令和9年3月31日までに卒業する見込みの方を含む。	卒業証明書または卒業見込証明書（①）、または委託訓練修了（見込）証明書（②）のいずれか1枚
区分2　実務経験＋実務者研修	従業期間3年以上（1,095日以上）かつ従事日数540日以上の介護等の業務＋実務者研修の修了。令和9年3月31日までに満たす・修了する見込みの方を含む。	実務経験（見込）証明書と、実務者研修修了証明書または修了見込証明書の両方
区分3　実務経験＋介護職員基礎研修と喀痰吸引等研修	区分2と同じ実務経験＋介護職員基礎研修（平成24年度末に廃止）と喀痰吸引等研修（第1号または第2号研修）の修了。	実務経験（見込）証明書・介護職員基礎研修修了証明書の写し・喀痰吸引等研修の証明書類（すべて必要）
区分4　福祉系高校（平成21年度以降入学）	福祉系高校に入学し、必要な科目を履修して卒業した方。令和9年3月31日までに卒業する見込みの方を含む。	卒業（見込）証明書
区分5　特例高校を卒業し、9ヶ月以上の実務経験	特例高校（高校は平成21～25年度・28～30年度、専攻科は平成21～25年度・28～31年度に入学した方が対象）を卒業した翌日以降に、従業期間9ヶ月以上（273日以上）かつ従事日数135日以上の介護等の業務。登録の申請までに「介護過程Ⅲ」の受講が必要（実務者研修の修了者は修了証明書で代わりにできる）。	卒業（見込）証明書と、実務経験（見込）証明書の両方
区分6　福祉系高校（平成20年度以前入学）	福祉系高校に入学し、必要な科目を履修して卒業した方。登録の申請までに「介護過程Ⅲ」の受講が必要（実務者研修の修了者は修了証明書で代わりにできる）。	卒業証明書・教科目（科目）及び単位履修証明書
区分7　EPAルート	EPA介護福祉士候補者として、従業期間3年以上（1,095日以上）かつ従事日数540日以上の介護等の業務。EPA候補者番号（JICWELS管理番号）が必要。令和6年5月以前に入国した方は、登録の申請までに「介護過程Ⅲ」の受講が必要。	実務経験（見込）証明書と、在留カードまたはパスポートの両方

注意（試験センターの記載）

- 実務経験3年だけでは受験できません。実務者研修などの修了が必要です。
- 特定技能1号・技能実習で就労している外国籍の方は、実務経験ルートです。
- 受験資格に、国籍・性別・年齢・学歴の制約はありません。
- 実務者研修を修了しただけでは、受験も登録もできません。

第39回試験の日程と手数料（2026年10月31日確認）

- 試験日：令和9年1月31日（日曜日）
- 受験手数料：20,510円
- 受付期間：令和8年7月22日～9月2日（終了）
- 受験票の発送：令和8年12月11日／合格発表：令和9年3月23日
- 「見込」の書類の提出期限：令和9年4月9日（金曜日）

回ごとに変わります。次回以降は試験センターの公開情報で確かめてください。

この早見表について

・社会福祉振興・試験センターの公開情報から、当サイトが整理した表です。あなたが受験資格を満たすかどうかの判定はできません。最終の判断は試験センターの「受験の手引」と公開情報で確かめてください。
・氏名・生年月日・住所・電話番号を書く欄は設けていません。書き込んだ内容は印刷した紙に残るだけで、当サイトが受け取ることはありません。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/kaigofukushishi-jukenshikaku 個人利用・施設での印刷と配布は無料です（販売・有料教材への同梱は不可）。
当サイトが作った整理用の紙で、公式の様式でも、受験資格の判定をするものでもありません。受験資格の最終の判断と、受験の手続きは、社会福祉振興・試験センターの公開情報（受験の手引き）で確かめてください。（2026年10月31日確認（第39回試験の公開情報））

介護福祉士の受験資格ルート早見表と実務経験の記録メモ

実務経験の数え方と、勤務先ごとの記録メモ

実務経験の数え方 試験センター「実務経験＋実務者研修」「よくあるご質問」

必要な期間と日数（実務経験ルート）

- **従業期間3年以上（1,095日以上）**かつ**従事日数540日以上**。両方を満たす必要があります。
- 試験実施年度の3月31日まで通算できます。満たす見込みなら「実務経験見込」で申し込めます。
- 特例高校の卒業者は、従業期間9ヶ月以上（273日以上）かつ従事日数135日以上です（入学年度の条件があります。1ページ目の表で確かめてください）。

従業期間と従事日数

- 従業期間：対象の施設（事業）・職種での在職期間。産休・育休・病休などの休職期間を含みます。
- 従事日数：雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数。休暇・欠勤・出張・研修などの日は除きます。1日の勤務時間は問いません。
- 非常勤（パート・アルバイト）でも、対象の職種で雇用されていれば対象です。

複数の勤務先・掛け持ちのとき

退職・異動で勤務先が変わっても、対象の施設（事業）・職種で雇用されていれば、従業期間・従事日数はすべて合算できます。同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行った場合は、従業期間・従事日数は1日として扱い、同じ期間に複数の事業所に所属している方は、それぞれの事業所の「従事日数内訳証明書」（指定様式）が実務経験証明書と一緒に必要です。従業期間の日数は、公式の「従業期間計算表」（従業期間のみ計算できます。従事日数は計算できず、実務経験証明書の代わりにもなりません）で出せます。

実務経験の記録メモ 勤務先ごとに書き写す。従業期間の日数は、公式の従業期間計算表の結果を書き写す

勤務先（略称でよい）	施設・事業の種類	職種	勤務開始日	勤務終了日	従業期間（日数）	従事日数	証明書を頼んだ日	受け取った日
合計（掛け持ちの重複した日は1日として数える）							必要：区分2・3・7は従業期間 1,095日以上／従事日数 540日以上。区分5は卒業の翌日以降に 273日以上／135日以上	

記録のコツ（当サイトの提案）

- 証明書の日数は、勤務先の証明書作成者が数えます（試験センターのよくあるご質問：事業所の雇用、就業規程に基づいて計算）。手元のシフト表・出勤簿・給与明細などの記録は、その日数と食い違いがないか見比べるための控えとして使えます（当サイトの提案）。
- 勤務先が廃業した、連絡がつかないなどで証明書を頼めないときは、試験センターの「廃業した施設・事業所の実務経験について」の案内を確かめてください。
- 勤務先の名前などは略称で構いません。氏名や生年月日は書かないでください。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/kaigofukushishi-jukenshikaku 個人利用・施設での印刷と配布は無料です（販売・有料教材への同梱は不可）。
当サイトが作った整理用の紙で、公式の様式でも、受験資格の判定をするものでもありません。受験資格の最終の判断と、受験の手続きは、社会福祉振興・試験センターの公開情報（受験の手引き）で確かめてください。（2026年10月31日確認（第39回試験の公開情報））

介護福祉士の受験資格ルート早見表と実務経験の記録メモ

実務経験証明書を頼む流れと、申込み前のチェック

実務経験証明書を頼む流れ　試験センター「実務経験証明書」様式・作成依頼書・よくあるご質問

1. **勤務先に作成を依頼します。**証明書は、必ず事業所の証明書作成者が作成します。受験者は、公式の「作成依頼書」を勤務先に見せて頼みます（作成依頼書は試験センターに提出するものではありません。作成後は破棄して構いません）。
2. **事業所が証明書を作成します。**事業所は、試験センターの作成支援ツールで作成・印刷します。押印は不要です。訂正は、受験者本人ではなく、法人・事業所の判断で二重線で行い、訂正印は不要です。
3. **掛け持ちの方は、従事日数内訳証明書も頼みます。**同じ期間に複数の事業所に所属している場合は、実務経験証明書と一緒に提出します。
4. **受験の申込みは、インターネットから行います。**実務経験証明書や従事日数内訳証明書だけを提出しても、申込みをしたことにはなりません。提出の方法は、第39回の公式ページ（受験の手引）で確かめてください。

申込み前のチェック　□に✓を入れて、抜けを確かめる

- □ 受験資格のルート（区分）を、1ページ目の表で選んだ
- □ 勤務先の施設（事業）と職種が、公式の「実務経験の範囲」に当てはまるか確かめた（相談員・看護師・事務員などは対象外の職種）
- □ 実務経験が要る区分の方は、必要な日数（区分2・3・7は従業期間1,095日以上・従事日数540日以上、区分5は卒業の翌日以降に273日以上・135日以上）を満たす、または3月31日までに満たす見込みである
- □ 勤務先に「作成依頼書」を渡し、実務経験証明書を頼んだ（事業所が作成する書類で、無断で作成・改変してはいけません）
- □ 掛け持ちの期間があるときは、従事日数内訳証明書も頼んだ
- □ 実務者研修などの修了証明書または修了見込証明書を用意した（区分2・3）
- □ 証明書の氏名が現在の氏名と違う（旧姓など）ときは、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を用意した
- □ 勤務先が代表者の本人（自分が代表者）のときは、第三者が作成した証明書と、法人の履歴事項全部証明書を用意した
- □ 「見込」で申し込んだときは、満たした後に必要書類を提出期限（第39回は令和9年4月9日）までに出す

不実の記載は、試験の無効につながります

実務経験証明書に不実または錯誤した内容を記載した場合は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、試験を無効とする処分などが行われることがあります（試験センターの様式の注意事項）。証明書の内容を、就労先や事業者に無断で作成・改変してはいけません。

出典（2026年10月31日確認）

- 社会福祉振興・試験センター「介護福祉士国家試験」（www.sssc.or.jp/kaigo/）：受験資格（資格取得ルート図）、実務経験＋実務者研修、実務経験の範囲、従業期間計算表、令和8年度 第39回試験、よくあるご質問、実務経験証明書・作成依頼書・従事日数内訳証明書の様式と作成例
- 社会福祉士及び介護福祉士法 第40条（e-Gov 法令検索）

公式の証明書の様式は、当サイトでは配布していません。必ず試験センターの最新の様式をお使いください。制度や日程は回ごとに変わります。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/kaigofukushishi-jukenshikaku
個人利用・施設での印刷と配布は無料です（販売・有料教材への同梱は不可）。
当サイトが作った整理用の紙で、公式の様式でも、受験資格の判定をするものでもありません。受験資格の最終の判断と、受験の手続きは、社会福祉振興・試験センターの公開情報（受験の手引き）で確かめてください。（2026年10月31日確認（第39回試験の公開情報））